

## 監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による出資団体監査及び指定管理者監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

### 記

#### 1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

財政援助団体等監査（監査基準第2条第1項第3号）

#### 2 監査の実施場所及び日程

実施場所：第4委員会室

日 程：令和6年9月30日（月）

#### 3 監査実施期間

令和6年8月16日から令和6年9月30日まで

#### 4 監査等の概要

##### (1) 対象団体

##### ア 出資団体（4）

・富山市土地開発公社

所 管：管財課

・社会福祉法人富山市社会福祉協議会

所 管：福祉政策課

・一般財団法人富山市大沢野健康文化推進財団

所 管：福祉政策課

・公益財団法人富山市勤労者福祉サービスセンター

所 管：商工労政課

##### イ 指定管理者（9）

・アルコット株式会社

対象施設：富山能楽堂

所 管：文化国際課

・一般財団法人富山市大沢野健康文化推進財団

対象施設：富山市大沢野健康福祉センター

富山市大沢野老人福祉センター

- 所 管：福祉政策課、長寿福祉課
- ・ 社会福祉法人富山市社会福祉協議会  
対象施設：富山市大沢野高齢者いきがい工房  
所 管：長寿福祉課
- ・ 富山 FS パートナース  
対象施設：富山市民プール  
所 管：スポーツ健康課
- ・ 株式会社スポーツマックス・三幸株式会社共同企業体  
対象施設：富山市八尾 B&G 海洋センタープール  
富山市八尾ゆめの森テニスコート  
所 管：スポーツ健康課
- ・ 一般社団法人越中八尾観光協会  
対象施設：富山市八尾曳山展示館、富山市八尾おわら資料館  
所 管：観光政策課
- ・ 特定非営利活動法人浦島倶楽部  
対象施設：水橋フィッシャリーナ  
所 管：農業水産課
- ・ 特定非営利活動法人大長谷村づくり協議会  
対象施設：富山市白木峰山麓交流施設  
富山市白木峰山麓ラインガルテン  
富山市 21 世紀の森杉ヶ平キャンプ場  
所 管：農林事務所農業振興課、農林事務所農地林務課
- ・ 株式会社ホクタテ  
対象施設：富山市営住宅、富山市賃貸住宅及び賃貸店舗  
富山市特定公共賃貸住宅、富山市地域特別賃貸住宅  
富山市稲代住宅  
所 管：市営住宅課

(2) 対象期間

令和 5 年度

(3) 対象事務

令和 5 年度における財政援助団体等の出納その他の事務の執行及び団体に対する所管部局の指導・監督が適切に行われているかを対象とする。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とする。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として、財政的援助を与えている団体・指定管理者等の監査については、全国都市監査委員会が定める「財政援助団体等監査の着眼点」に沿って実施した。

5 監査の主な実施内容

地方自治法第199条第7項の規定により、当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの及び当該普通地方公共団体が同法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行について、事前に提出された監査資料を確認するとともに、現地調査による関係帳簿、証書類等の審査、団体及び所管部局からの説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

また、併せて地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により、公の施設の管理状況についても監査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

### (1) 出資団体監査

#### ア 社会福祉法人富山市社会福祉協議会

(ア) 社会福祉法人富山市社会福祉協議会処務規程において、施行する文書には、決裁文書と照合の上、契印を押さなければならないとされているが、契印が押印されていない文書が見受けられたので、改善を図らりたい。

(イ) 休日において勤務を命じる場合は正規の勤務時間中に勤務した全時間について休日給を支給すべきところ、週休日の超過勤務手当135/100として支給したことにより、端数処理を行った結果、過大支給となっているものが見受けられたので、改善を図らりたい。

(ウ) 休日に勤務を命じる場合、代休日の指定は1日単位で行うべきところ、休日に命じた5時間45分の勤務について、4時間の代休日の指定を行い、残りの1時間45分に休日給を支給したものが見受けられたので、改善を図らりたい。

(エ) 収納した金銭について、社会福祉法人富山市社会福祉協議会経理規程では、受入後すみやかに金融機関に預け入れなければならないとされているが、数日から数ヶ月分をまとめて金融機関へ預け入れているものが見受けられたので、改善を図らりたい。

#### イ 公益財団法人富山市勤労者福祉サービスセンター

職員の超過勤務手当について、支給漏れにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図らりたい。

### (2) 指定管理者監査

#### ア アルコット株式会社

(ア) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において、事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、書面による承諾を受けていなかったため、改善を図らりたい。

(イ) 富山能楽堂の使用料について、次の誤りが見受けられたので、改善を図らりたい。

- ① 富山市富山南総合公園文化体育施設条例別表で定められた使用時間区分を超える申請を受け付けた場合に、使用時間区分を超えた時間について、あらかじめ超過料金として使用料を算定しているものが複数あった。
- ② 練習等のため舞台を使用する場合の使用料は、富山市富山南総合公園文化体育施設条例別表に定める額の 50 パーセントに相当する額とするとされているが、舞台以外の施設についても、この規定を適用して使用料を算定しているものが複数あった。

イ 一般財団法人富山市大沢野健康文化推進財団

- (ア) 自主事業として、施設の一部を占用してギャラリー展を行っていたが、行政財産の目的外使用許可を受けていなかったため、改善を図りたい。
- (イ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において、事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、再委託している業務の一部について書面による承諾を受けていなかったため、改善を図りたい。
- (ウ) 富山市大沢野健康福祉センターの利用料金は、富山市大沢野健康福祉センター条例で定める額を超えない範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めることとされているが、料金体系の一部について市長の承認を受けていなかったため、改善を図りたい。

ウ 社会福祉法人富山市社会福祉協議会

- (ア) 富山市大沢野高齢者いきがい工房条例において、開館時間は午前 9 時から午後 5 時までと定められているが、正午から午後 1 時までを施設の消毒や換気等のために入館することができない時間であるとして施設入口に掲示しており、また、使用承認申請書において、使用時間を午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで又は午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分までのいずれかを選択させており、一部の時間について使用を制限していたため、改善を図りたい。
- (イ) 指定管理業務として実施しているいきがいづくり教室について、受講者から受講料を徴収し、指定管理者の収入としているが、受講料の徴収については仕様書に記載がなく、指定管理者の収入とする根拠も不明なため、改善を図りたい。
- (ウ) 富山市大沢野高齢者いきがい工房条例施行規則において、施設の使用を承認したときは、使用承認書を交付することとされているが、交付が不要であると申し出た申請者に対して、使用承認書を交付していなかったため、改善を図りたい。
- (エ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において、事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、書面による承諾を受けていなかったため、改善を図りたい。

エ 富山 FS パートナーズ

- (ア) 富山市スポーツ施設条例において、施設の供用日及び供用時間は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に変更することができるとされ

ているが、市長の承認を得ていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

(イ) 富山市スポーツ施設条例施行規則において、指定管理者は、施設の使用を承認したときは、大会等又は団体の使用にあつては使用承認書を交付するものとされているが、提出された使用承認申請書の写しに控のゴム印を押印したものを使用承認書の代わりに申請者に交付していたので、改善を図られたい。

オ 株式会社スポーツマックス・三幸株式会社共同企業体

(ア) 富山市スポーツ施設条例施行規則において定められる使用の申請及び承認の手続きについて、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

① 富山市八尾 B&G 海洋センタープールにおいて、3 名以上の団体で使用する場合、使用者から富山市八尾 B&G 海洋センタープール施設団体使用希望届出書を提出させ、使用日時、レーン数等の受付を行っているが、使用者から使用承認申請書が提出されておらず、指定管理者は使用承認書を交付していなかった。また、個人の練習等の使用にあつては口頭の申し出に対して使用券を交付するものとされ、個人の回数券による使用の場合は、提示された回数券に使用日時を記載することにより使用券の交付に代えたとされているが、指定管理者は、使用者に、使用前に使用券又は回数券を提示させ使用日を記載しているが、それらを交付していなかった。

② 富山市八尾ゆめの森テニスコートの使用において、大会等又は団体の使用にあつては富山市スポーツ施設使用承認書を、個人の使用にあつては使用券を交付するものとされているが、いずれも交付していなかった。

(イ) 富山市八尾 B&G 海洋センタープールにおいて、自主事業として、施設の一部を占用し物販を行っていたが、行政財産の目的外使用許可を受けていなかったもので、改善を図られたい。

(ウ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において、事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、書面による承諾を受けていなかったもので、改善を図られたい。

(エ) 利用料金の減免について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

① 富山市スポーツ施設条例施行規則に規定する使用料等の減免について、市長が特に必要と認めるものとして、スポーツ施設使用料等の減免取扱基準が定められているが、スポーツ合宿を行う県外チームの利用については、取扱基準に具体的な減免額が定められていないにもかかわらず、慣例的に 30 パーセント減免としていた。

② 減免額は、減免の対象となる利用料金の合計額に減免率を乗じ、その 10 円未満を四捨五入して減免額を算出すべきところ、単位当たりの金額に減免率を乗じ 10 円未満を切捨てたものを合計した額を減免額として算出していた。

カ 一般社団法人越中八尾観光協会

- (ア) 富山市八尾曳山展示館の使用申請について、富山市八尾曳山展示館条例施行規則に定める使用承認申請書を提出させておらず、利用料金減免申請書のみを提出させて使用させていた事例が複数見受けられたので、改善を図りたい。
- (イ) 富山市八尾曳山展示館条例施行規則において、使用承認申請書は、指定管理者が相当の理由があり、かつ、施設の運営上支障がないと認める場合を除き、使用日の前6月から当該使用日の2週間前までの間に提出しなければならないとされているが、相当の理由がないにもかかわらず、定められた期間よりも前に使用承認申請書を受理しているものが見受けられた。また、使用承認申請書の提出がないまま使用させ、使用後に提出された使用承認申請書を受理している事例が見受けられたので、改善を図りたい。
- (ウ) 富山市八尾曳山展示館の使用の承認について、使用を承認したときは、富山市八尾曳山展示館条例施行規則に定める使用承認書を交付するとされているが、交付していないものや、承認の要件を満たさない状態で交付しているものがあり、また、記載内容に不備がある状態で交付しているものが多数見受けられたので、改善を図りたい。
- (エ) 富山市八尾曳山展示館にかかる使用承認事項の変更については、使用者が、当初に交付された使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならないが、それを行わず、指定管理者が、当初に提出された使用承認申請書に変更事項を記入することにより処理していたので、改善を図りたい。
- (オ) 富山市八尾おわら資料館の使用承認申請書及び利用料金減免申請書について、富山市八尾おわら資料館条例施行規則に定める様式を使用させておらず、また、指定管理者に提出する書類であるにもかかわらず、宛先が富山市長となっていたので、改善を図りたい。
- (カ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、書面による承諾を受けていない業務や申請時とは異なる業者に再委託している業務があり、また、再委託業者との契約書が確認できないものが複数あったため、改善を図られたい。
- (キ) 富山市八尾曳山展示館の附属設備の一部について、維持管理を行っていなかったなので、改善を図られたい。
- (ク) 富山市八尾曳山展示館の利用料金は、富山市八尾曳山展示館条例で定める額を超えない範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めることとされているが、各種割引サービスに係る割引後の利用料金について市長の承認を得ていなかったなので、改善を図られたい。
- (ケ) 富山市八尾曳山展示館及び富山市八尾おわら資料館の利用料金について、富山市八尾曳山展示館条例及び富山市八尾おわら資料館条例に基づき 10 円

未満の額については四捨五入して端数処理を行うべきところ、端数処理を行わずに1円単位で徴収していたので、改善を図られたい。

(コ) 富山市八尾曳山展示館の利用料金の減免を受けようとする者は、減免の理由を証する書類を添えて減免申請書を提出することとされているが、減免の理由を証する書類が添付されていないものが多数見受けられたので、改善を図られたい。

キ 特定非営利活動法人浦島倶楽部

(ア) 富山市フィッシャリーナ条例施行規則において、施設の使用承認を受けようとする者は、使用申請書を指定管理者に提出し、指定管理者は、施設の使用を承認したときは使用承認書を交付することとされているが、オーナー利用者（船の保管に係る施設の利用のために利用契約書を結ぶ者）の施設の使用については、年度当初に水面係留施設、陸上保管施設、ビジター棧橋、修理ヤード及び上下架施設に係る回数未定の包括的な申請書に対して使用承認書を交付するのみで、オーナー利用者が個別施設を実際に使用する際の申請及び承認は口頭で行っていたので、改善を図られたい。

(イ) 富山市フィッシャリーナ条例で定める施設の供用時間を超えて、使用承認を行っているものがあつたが、供用時間の臨時の変更について、市長の承認を得ていなかったなので、改善を図られたい。

(ウ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において、事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、書面による承諾を受けていなかったなので、改善を図られたい。

(エ) 水橋フィッシャリーナの利用料金は、富山市フィッシャリーナ条例で定める額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めているが、10円未満の額の端数処理は定めておらず1円単位で徴収したため、結果的に条例で定める額を超えた料金を徴収しているものが見受けられたので、改善を図られたい。

(オ) 施設の使用を承認したにもかかわらず、利用料金を徴収していないものが見受けられたので、改善を図られたい。

ク 特定非営利活動法人大長谷村づくり協議会

(ア) 富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例施行規則において、施設の使用承認を受けようとする者は、富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場使用承認申請書を指定管理者に提出し、指定管理者は、使用を承認したときは富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場使用承認書を交付するものとされているが、使用者から市長宛の富山市森林総合利用施設使用申込書を受け付けることで施設を使用させており、指定管理者宛の申請書の提出及び承認書の交付をしていなかったなので、改善を図られたい。

(イ) 富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例施行規則において、施設の使用承認を受けようとする者は、使用しようとする日の7日前までに使用承認申請書を指定管理者に提出しなければならないとされているが、使用の当日に

使用申込書を受け付けているものが複数見受けられたので、改善を図ら  
たい。

(ウ) 富山市 21 世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例において、コテージの供用時間  
は、宿泊する場合は午後 2 時から翌日の午前 10 時まで、それ以外の場合は午  
前 10 時から午後 4 時までとされているが、宿泊する場合に供用時間を超え  
た使用をさせているものが複数見受けられたので、改善を図ら  
たい。

(エ) 富山市 21 世紀の森杉ヶ平キャンプ場の使用料について、富山市 21 世紀の  
森杉ヶ平キャンプ場条例別表に定めのない金額で使用料を徴収しているも  
のが見受けられたので、改善を図ら  
たい。

(オ) 基本協定書の富山市白木峰山麓交流施設管理運営委託業務別仕様書におい  
て、指定管理者は富山市白木峰山麓交流施設のボイラー保守点検業務を実施  
することとされているが、業者との連絡調整が不調となったため令和 5 年度  
は点検を行うことができず、その旨を農業振興課へ相談していたが、当該業  
務を計画どおりに実施したとして管理業務報告書に記載し、農業振興課へ提  
出していたので、改善を図ら  
たい。

(カ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において、事前に  
市の書面による承諾を受けることとされているが、書面による承諾を受けて  
いなかったなので、改善を図ら  
たい。

(キ) 富山市 21 世紀の森杉ヶ平キャンプ場の使用料について、使用料は前納と  
されているが、後日徴収しているものが見受けられたので、改善を図ら  
たい。

### (3) 公の施設の管理状況

#### ア 文化国際課（アルコット株式会社）

(ア) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市  
の書面による承諾を受けることとされているが、指定管理者が再委託してい  
ることを把握しているにもかかわらず、市の承諾を受けるよう指導していな  
かったなので、改善を図ら  
たい。

(イ) 富山能楽堂の使用料について、練習等のため舞台を使用する場合は、富山  
市富山南総合公園文化体育施設条例別表の表に定める額の 50 パーセントに  
相当する額とするとされているが、舞台以外の施設についても当該規定を適  
用して使用料を算定していることを把握しているにもかかわらず、指導して  
いなかったなので、改善を図ら  
たい。

#### イ 福祉政策課（一般財団法人富山市大沢野健康文化推進財団）

(ア) 富山市大沢野健康福祉センター福祉プラザの休館日について、富山市大沢  
野健康福祉センター条例では、各月第 2 週及び第 4 週の火曜日と定めてい  
るが、基本協定書では、条例で定められた休館日に加え、12 月 29 日から翌年  
の 1 月 3 日までを休館日としていたので、改善を図ら  
たい。

(イ) 富山市大沢野健康福祉センター管理業務仕様書において、指定管理業務と  
して館内レストランとの連携業務を実施するとされているが、レストランが

運営されていないときの取扱いなど、指定管理業務として実施する業務の具体的な内容が定められていなかったため、改善を図りたい。

(ウ) 富山市大沢野健康福祉センター管理業務仕様書に定められた指定管理業務である健康づくり事業の実施にあたり、次の誤りが見受けられたため、改善を図りたい。

① 業務の具体的な内容が定められておらず、軽食や飲料の提供など特に健康づくりとは関係のない業務を健康づくり事業として認めていた。

② 第三者と契約して施設の一部を占有させ、軽食や飲料の提供を行っていることを把握していたが、再委託の承諾に関する手続きを行わなかった。

(エ) 富山市大沢野健康福祉センターの利用料金は、富山市大沢野健康福祉センター条例で定める額を超えない範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めることとされているが、承諾した利用料金の他に異なる料金体系で運営していることを把握しているにも関わらず、承諾を受けるよう指導していなかったため、改善を図りたい。

ウ 長寿福祉課（一般財団法人富山市大沢野健康文化推進財団）

長寿福祉課の高齢者ふれあい入浴事業では、一部の市民は、市から交付を受けた5地域共通入浴券を提出することで、富山市大沢野老人福祉センターの入館料が免除されるが、富山市老人福祉センター条例に定める使用者の義務と事業との関係が、令和5年度まで整理されていなかった。令和6年度においては、長寿福祉課において、免除額を使用料の減免として取り扱うことで整理したが、減免に関する要綱等は定めておらず、指定管理者に対象者から入館料を徴収しないことを指示し、実績の報告を受けるのみで、減免に関する手続きや決定行為を行っていないため、改善を図りたい。

エ 長寿福祉課（社会福祉法人富山市社会福祉協議会）

(ア) 富山市高齢者いきがい工房条例において、開館時間は午前9時から午後5時までと定められているが、指定管理者は、正午から午後1時までを施設の消毒や換気等のために入館することができない時間であるとして施設入口に掲示しており、また、使用承認申請書において、使用時間を午前9時30分から午前11時30分まで又は午後1時30分から午後3時30分までのいずれかを選択させており、一部の開館時間の制限をしていたため、改善を図りたい。

(イ) 指定管理業務として実施しているいきがいづくり教室について、指定管理者が仕様書に記載のない受講料を徴収して、指定管理者の収入としているため、これについて整理し、改善を図りたい。

(ウ) 富山市大沢野高齢者いきがい工房条例施行規則において、施設の使用を承認したときは、使用承認書を交付することとされているが、交付が不要であると申し出た申請者に対して、使用承認書を交付させていなかったことを把握していたにもかかわらず、指導していなかったため、改善を図りたい。

(エ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、指定管理者が再委託していることを把握しているにもかかわらず、市の承諾を受けるよう指導していなかったため、改善を図りたい。

オ スポーツ健康課（富山 FS パートナーズ）

(ア) 基本協定書において、市は、別紙「富山市民プール備品一覧表」に記載の備品を指定管理者に無償で貸与するとされているが、基本協定書に備品一覧表が綴じこまれておらず、無償貸与した備品の内容や、備品が適切に管理されているかの確認がとれない状態であったため、改善を図りたい。

(イ) 富山市スポーツ施設条例において、施設の供用日及び供用時間は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に変更することができることとされているが、指定管理者が臨時に変更していることを把握しているにもかかわらず、市長の承認を得るよう指導していないものが見受けられたため、改善を図りたい。

(ウ) 富山市スポーツ施設条例施行規則において、指定管理者は、施設の使用を承認したときは、大会等又は団体の使用にあつては使用承認書を交付するものとされているが、提出された使用承認申請書の写しに「控」のゴム印を押印したものを使用承認書の代わりに申請者に交付していたことを把握しておらず、使用承認の手続きが適正に行われているか確認せず、必要な指導を行っていなかったため、改善を図りたい。

(エ) 一般社団法人富山県水泳連盟、富山市水泳協会、特定非営利活動法人富山スイミングクラブが、施設の一部を占有しているが、行政財産の目的外使用許可を行っていなかったため、改善を図りたい。

カ スポーツ健康課（株式会社スポーツマックス・三幸株式会社共同企業体）

(ア) 富山市八尾 B&G 海洋センタープールにおいて、自主事業として、施設の一部を占有し物販を行っていたが、行政財産の目的外使用許可を行うよう指導していなかったため、改善を図りたい。

(イ) 基本協定書において、市は、別紙「富山市八尾 B&G 海洋センタープール及び富山市八尾ゆめの森テニスコート備品一覧表」に記載の備品を指定管理者に無償で貸与するとされているが、基本協定書に備品一覧表が綴じこまれておらず、無償貸与した備品の内容や、備品が適切に管理されているかの確認がとれない状態であったため、改善を図りたい。

(ウ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、指定管理者が再委託していることを把握しているにもかかわらず、市の承諾を受けるよう指導していなかったため、改善を図りたい。

(エ) スポーツ施設使用料等の減免について、スポーツ健康課では、スポーツ施設使用料等の減免取扱基準を定め、富山市スポーツ施設条例施行規則別表第 2 の市長が特に必要と認めるものとして、減免の対象となる事業や団体等に

ついて規定しているが、減免額について定められておらず、それに伴い今回の監査で指摘事項が発見されたので、改善を図りたい。

キ 観光政策課（一般社団法人越中八尾観光協会）

(ア) 富山市八尾曳山展示館外壁及び同駐車場に設置している企業広告看板について、指定管理者に自主事業の提案をさせておらず、また、行政財産の目的外使用許可を行っていなかったため、改善を図りたい。

(イ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、書面による承諾を行っていない業務や申請時とは異なる業者に再委託している業務があることを把握しているにもかかわらず、指定管理者への指導が行われていなかったため、改善を図りたい。

(ウ) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務は、指定管理者が行うとされているが、富山市八尾曳山展示館の附属設備の一部について、維持管理を行ってこなかったため、改善を図りたい。

(エ) 富山市八尾曳山展示館の利用料金は、富山市八尾曳山展示館条例で定める額を超えない範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めることとされているが、各種割引サービスに係る割引後の利用料金について承認を行ってこなかったため、改善を図りたい。

ク 農業水産課（特定非営利活動法人浦島倶楽部）

指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、指定管理者が再委託していることを把握しているにもかかわらず、市の承諾を受けるよう指導してこなかったため、改善を図りたい。

ケ 農林事務所農業振興課（特定非営利活動法人大長谷村づくり協議会）

(ア) 基本協定書の富山市白木峰山麓交流施設管理運営委託業務別仕様書において、指定管理者は富山市白木峰山麓交流施設のボイラー保守点検業務を実施することとされているが、業者との連絡調整が不調となったため令和5年度は点検を行うことができず、その旨の相談を指定管理者から受けていたが、当該業務を計画どおりに実施したとして指定管理者からの管理業務報告書を収受していたため、改善を図りたい。

(イ) 指定管理者に貸与している備品について、物品棄焼却処分台帳を作成せずに処分し、備品台帳から払い出していなかったため、改善を図りたい。

(ウ) 長寿福祉課の高齢者ふれあい入浴事業では、一部の市民は、市から交付を受けた八尾地域共通入浴助成券を提出することで富山市白木峰交流施設の入館料の一部が免除されるが、富山市白木峰山麓交流施設条例に定める使用者の入館料の納付義務と事業との関係が、令和5年度まで整理されていなかった。令和6年度においては、富山市白木峰山麓交流施設入館料の取扱減免要綱を策定し、共通入浴券を提出した者を減免の対象とすることに改め、指定管理者に対象者から減免後の入館料を徴収するよう指示していたが、実績

の報告を受けるのみで、減免の決定行為を行っていなかったため、改善を図られたい。

(エ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、指定管理者が再委託していることを把握しているにもかかわらず、市の承諾を受けるよう指導していなかったため、改善を図られたい。

(オ) 富山市会計規則において、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入を適正と認める場合は直ちに調定をしなければならないとされているが、白木峰山麓交流施設使用料について、指定管理者から使用料が納入された後、調定をするまでに1か月以上経過しているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。

コ 農林事務所農地林務課（特定非営利活動法人大長谷村づくり協議会）

(ア) 富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例施行規則において、施設の使用承認を受けようとする者は、富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場使用承認申請書を指定管理者に提出しなければならないとされているが、市長宛の富山市森林総合利用施設使用申込書を提出させていることを把握しているにもかかわらず、指定管理者への指導を行っていなかったため、改善を図られたい。

(イ) 富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例において、コテージの供用時間は、宿泊する場合は午後2時から翌日の午前10時まで、それ以外の場合は午前10時から午後4時までとされているが、宿泊する場合に供用時間を超えた使用をさせていることを把握しているにもかかわらず、指定管理者への指導を行っていなかったため、改善を図られたい。

(ウ) 富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場の使用料について、富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例別表に定めのない金額で使用料を徴収させていたため、改善を図られたい。

(エ) 富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場使用料について、減免を受けようとする者はあらかじめ、富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場使用減免申請書を市長に提出しなければならないとされているが、使用後に減免申請書を收受し、減免承認書の交付を行っているものが見受けられたため、改善を図られたい。

(オ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、指定管理者が再委託していることを把握しているにもかかわらず、市の承諾を受けるよう指導していなかったため、改善を図られたい。

(カ) 富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場使用料について、指定管理者は、農地林務課から交付された納入通知書により使用料を納付する運用がなされている。指定管理者から前月の管理業務報告書の提出を受けてから、農地林務課で歳入の調定を行うまで、1か月以上経過しているものが複数見受けられ、

指定管理者に徴収した現金を長期間施設で保管させている状態となっているので、改善を図られたい。

## 7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

### (1) 指定管理者監査

#### ア 一般社団法人越中八尾観光協会

富山市八尾曳山展示館において、前回監査（令和元年度）での指摘事項や改善を指示する事項への対応ができておらず、指摘事項及び改善を指示する事項の件数が前回は上回ったことから、事務処理体制を強化し、指定管理業務に関する事務を正確に執行できる体制を整えられたい。

### (2) 公の施設の管理状況

#### ア 文化国際課（アルコット株式会社）

富山能楽堂の使用料において、富山市富山南総合公園文化体育施設条例別表の備考では、練習等のため舞台を使用する場合の使用料は、この表に定める額の 50 パーセントに相当する額とされており、現在は、指定管理者の運用によって、稽古、搬入、設営、結婚式の前撮りについて練習等に該当するものとして適用されているが、明確な基準がないため、取扱基準の作成などを検討されたい。

#### イ 福祉政策課及び長寿福祉課（一般財団法人富山市大沢野健康文化推進財団）

施設使用の申請について、基本協定書の大沢野健康福祉センター及び大沢野老人福祉センター管理業務仕様書において、市等の施設の優先使用に関する取扱いを定めているが、この取扱いには法的根拠がないため、施設の設置目的に鑑み、優先使用に関する考えを整理されたい。

#### ウ スポーツ健康課（富山 FS パートナーズ、株式会社スポーツマックス・三幸株式会社共同企業体）

施設使用の申請について、富山市スポーツ施設条例施行規則 3 条では、使用日の属する月前 2 月から当該使用日の前日までの間に提出しなければならないとされているが、基本協定書の業務仕様書「市等の優先使用に対する取扱い」において、市、公益財団法人富山市スポーツ協会及び協会加盟団体等の次年度の優先使用等の利用者調整方法を示している。この調整方法については、行政運営上やむを得ないこともあると思われるが、特定の団体に優先的に使用させる法的根拠はないことから、施設の設置目的に鑑み、優先使用に関する考えを整理されたい。

#### エ 観光政策課（一般社団法人越中八尾観光協会）

八尾曳山展示館において、指定管理者に対する前回監査（令和元年度）での指摘事項や改善を指示する事項へのフォローアップができておらず、指摘事項及び改善を指示する事項の件数が前回は上回ったことから、指定管理者の事務処理体制が強化されるよう積極的に支援を行うとともに、基本協定書に基づ

き、指定管理者に対して、施設管理の適正を期するために必要な指示を行われない。

オ 農業水産課（特定非営利活動法人浦島倶楽部）

今回の定期監査において、施設の使用申請及び承認の手続に関して指摘事項があったが、水橋フィッシャリーナ管理業務仕様書に定めるとおりオーナー利用者は利用契約を締結しており、申請者の身元が明らかであることや、これまでの運用でも使用承認の重複などの問題や苦情が生じたことがないことから、申請については簡略化できる可能性はあると思われる。今回の指摘事項に対しては、機械的に事務仕事を増やして関係者に負担を強いるのではなく、指定管理者の現場での運用を参考にしながら合理的な対応を講ずることを検討されたい。

カ 市営住宅課（株式会社ホクタテ）

富山市営住宅等管理業務に関する基本協定書において、仕様書（富山市営住宅等管理業務仕様書、市営住宅等入退去関連業務仕様書、市営住宅等修繕業務仕様書）が綴じ込まれていなかった。また、仕様書の記載についても、公金の収納業務委託において取り扱う公金の具体的な範囲や方法が網羅的に記載されていない、災害等に伴う一時避難者への対応の範囲が明記されていないなど不足している点が見受けられるので、契約後のトラブルを防ぐため、仕様書の内容を整理し、協定書に綴じ込むことを検討されたい。